

## 高松市病院局建設工事検査要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、高松市病院事業会計規程第72条において準用する高松市契約規則（昭和39年高松市規則36号。以下「契約規則」という。）、高松市契約事務処理要綱（昭和43年高松市庁達第8号）その他別に定めるもののほか、病院事業管理者（以下「管理者」という。）が締結した工事の請負契約に係る検査の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事であって、その請負契約を高松市病院局の職員に併任された財政局契約監理課および都市整備局建築課職員が処理すべき事務に関する規程（平成23年高松市病院局管理規程第6号。以下「併任規程」という。）に基づき、病院局市民病院事務局総務課または新病院整備課職員に併任された財政局契約監理課職員が取り扱うものをいう。
- (2) 監督員 前条の契約に係る契約規則第2条第4号に規定する監督職員をいう。
- (3) 検査員 契約規則第2条第5号に規定する検査員（併任規程に基づき、病院局市民病院事務局総務課または新病院整備課職員に併任された財政局契約監理課技術検査室の検査担当職員に限る。）をいう。
- (4) 工事担当課長 検査の対象となる工事に所属職員を監督員として配置している課、室または出先機関の長をいう。
- (5) 約款 高松市病院局工事請負契約約款をいう。
- (6) 受注者 契約規則第2条第6号に規定する者をいう。

2 併任規程に基づき、病院局市民病院事務局総務課主幹または新病院整備課主幹の職に併任された財政局契約監理課長（以下「契約監理課長」という。）は、その発注工事に係る検査の時期が集中し、前項第3号の検査担当職員の現員では、検査を円滑に処理できないと認められるときは、工事担当課長に対し、その所属職員の検査担当職員との兼務を要請することができる。

### (検査の総括)

第3条 併任規程に基づき、病院局市民病院事務局総務課主幹または新病院整備課主幹の職に併任された財政局契約監理課技術検査室長（以下「技術検査室長」という。）は、管理者が締結した工事の請負契約に係る検査を総括するものとする。

### (検査の種類)

第4条 検査の種類は、次のとおりとする。

検査の区分	説明	根拠規定等
(1) しゅん工検査	工事の完成を確認するための検査をいう。	約款第32条
(2) 部分しゅん工検査	工事の完成に先立って引渡しを受けることを指定した部分の工事の完成を確認するための検査をいう。	約款第39条
(3) 出来形部分検査	次に掲げる検査をいう。 ア 工事の完成前の部分払に係る出来形部分を確認するための検査 イ 工事目的物の引渡し前において部分使用をするため、その使用に係る工事部分の完成を確認するための検査	約款第38条 約款第34条
(4) 中間検査	出来形部分の品質、性能等を確認するため、別に定める基準により工事の施工中に行う検査(約款第9条第2項第3号の規定により監督員が行う施工状況の検査を除く。)をいう。	約款第31条

(担当検査員)

第5条 技術検査室長は、契約監理課技術検査室の事務分掌により、検査員の担当工事を定めるものとする。

(検査の依頼)

第6条 工事担当課長は、検査(第4条の表第3号イに掲げる検査を除く。)の実施が必要となったときは、検査依頼書(様式第1号)に設計図書、出来形図、工事記録、工事写真その他必要書類を添付し、契約監理課長に提出するものとする。

2 工事担当課長および当該工事の予算を所管する課の長は、第4条の表第3号イの検査の実施が必要となったときは、様式第2号による依頼書に検査対象箇所を明らかにした書類を添付し、連名で、契約監理課長に提出するものとする。

(検査の通知)

第7条 契約監理課長は、工事の検査の依頼があったときは、検査の日程を予定し、当該工事の受注者に対し、監督員を経由して、検査の日程を通知するものとする。

(検査の立会い)

第8条 検査には、当該検査に係る工事の監督員(工事の監理業務を委託した場合においては、高松市病院局建設工事監督要領(平成24年7月1日施行)第12条の工事監理者を含む。)ならびに受注者の現場代理人および監理技術者または主任技術者等を立ち合わせるものとする。

(検査の実施)

第9条 検査は、工事請負契約書、設計図書、仕様書、特記仕様書においてその例によることとされた香川県の共通仕様書、国土交通省の標準仕様書等の規程その他関係書類(以下「契約図書」という。)に基づいて行うものとする。

2 検査員は、立会者(前条の規定により検査に立ち会った者をいう。)に対し、出来形図、工事途中の諸検査の結果を示す書類、写真等検査に必要な書類の提示および説明を

求めることができる。

3 検査員は、必要があるときは、工事目的物の一部について破壊検査を行うことができる。

(工事等の修補)

第10条 検査員は、検査の結果、当該工事（出来形図、工事記録、工事写真その他の設計図書において提出が義務付けられた書類を含む。）が契約図書に不適合で修補の必要があると認めるときは、修補指示書により受注者に指示するものとする。

2 前項の規定により修補の指示を受けた工事につき受注者から修補完了報告書の提出があったときは、再検査を行うものとし、再検査は、原則として当該工事の検査員が行うものとする。

(約款の規定による損害金の支払請求との関係)

第10条の2 前条第1項の指示に係る修補が軽微なものとして管理者が定めるものに該当するときは、約款第43条第1項の規定による損害金の支払の請求は、行わないものとする。

(工事成績の評定)

第11条 検査員は、しゅん工検査を終えたときは、高松市病院局工事成績評定要領（平成24年7月1日施行）に基づき、工事成績を評定するものとする。

(検査調書の提出)

第12条 検査員は、検査を終了したときは、次の区分に応じた検査調書を作成し、市長に提出しなければならない。

(1) 第4条の表第1号、第2号および第3号アの検査 様式第3号

(2) 第4条の表第3号イおよび第4号の検査 様式第4号

(特別な技術を要する工事等に関する特例)

第13条 特別な技術を要する工事その他市長が必要と認めた工事の検査は、この要領によらないことができる。

(委任)

第14条 この要領の運用に必要な細則は、別に定める。

附 側

この要領は、平成24年7月1日から施行する。

附 側

この要領は、平成24年9月19日から施行する。